

## 五所川原市中学校部活動地域展開における五所川原市認定地域クラブに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生徒のスポーツ活動を行うことを目的に組織する団体を、五所川原市認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）とすることにより、本市におけるスポーツ活動の振興を図るとともに、認定地域クラブの指導者の資質向上のために支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において認定地域クラブとは、本市に活動拠点を置く継続的かつ計画的にスポーツ活動を行い、組織的運営体制を備える団体をいう。

### (認定要件)

第3条 認定地域クラブの対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体の運営に関する規約又は会則を定めていること。
- (2) 認定地域クラブの申請時、クラブ内で1人以上は活動競技に係る指導者資格を有していること。又は、申請時点から起算して、1年以内に活動競技に係る指導者資格を取得すること。
- (3) 市内で主たる活動を行っていること。
- (4) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

### (認定申請)

第4条 地域クラブの認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、五所川原市認定地域クラブ申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則等
- (2) 資格保有者は資格保有を証明できるものの写し
- (3) 同意書（様式第2号）
- (4) その他教育長が必要と認める書類

### (認定等)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、第3条に掲げる要件を満たすと認められる場合は、五所川原市認定地域クラブの証（様式第3号）を交付するものとする。

2 教育長は、申請者が第3条に掲げる要件を満たしていないと認められる場合には、五所川原市認定地域クラブ（更新）申請却下通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

### (認定期間)

第6条 認定の有効期間は、認定した年度から当該年度の3月末日までとする。

### (認定期間の更新)

第7条 認定地域クラブは、第6条に掲げる期間を経過した後において引き続き認定を受けようとする場合は、認定期間が満了する日の10日前までに、第4条の規定により教育長に申請しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条の要件を満たすと認められる場合は、認定期間を1年間更新することができる。この場合において、教育長は、第5条の規定により五所川原市認定地域クラブの証を交付するものとする。
- 3 教育長は、第1項の規定による申請があった場合において、第3条に掲げる要件を満たしていないと認められる場合には、第5条第2項の規定により、当該申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第8条 認定地域クラブは、第5条の規定により交付された五所川原市認定地域クラブの証に記載されている内容に変更があった場合、五所川原市認定地域クラブ申請書(様式第1号)に変更内容を記載し、速やかに教育長へ提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請があった場合、該当箇所を変更し、五所川原市認定地域クラブの証(様式第3号)を交付するものとする。

(認定の取り消し)

第9条 教育長は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- (2) 認定地域クラブの構成員が、スポーツハラスメント等の不適切な行為を行ったとき
- (3) その他教育長が認定地域クラブとして適切でないと判断した場合

- 2 教育長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、当該認定地域クラブに対して五所川原市認定地域クラブ取消通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(地域クラブの解散)

第10条 認定期間中にある認定地域クラブが解散する場合は、五所川原市認定地域クラブ解散届(様式第6号)を速やかに教育長へ提出しなければならない。

(教育委員会の支援)

第11条 教育委員会は、認定地域クラブに対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 教育委員会が実施する学校体育施設開放事業等において、学校体育施設を優先して使用させること。
- (2) 地域クラブに所属する指導者等に対し、五所川原市スポーツ指導者資格取得補助金交付要綱の交付対象とすること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定地域クラブに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。